

目 次

告 示

ページ

16 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正・・・ 1

公平委員会規則

2 新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

公平委員会告示

1 新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求の手續に必要な書面の様式の一部改正…………… 3

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 16 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、令和 4 年 6 月 11 日から実施した。

令和 4 年 7 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

改正後			改正前		
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務		
(1) 総括店 (略)			(1) 総括店 (略)		
(2) 収納代理金融機関			(2) 収納代理金融機関		
公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
糸魚川市事務 所	(略)	(略) 新潟県労働金庫 糸魚川支店 ひすい農業協同組合 ひかり 支店 " 糸魚川支店 " 能生支店 " 青海支店 (略)	糸魚川市事務 所	(略)	(略) 新潟県労働金庫 糸魚川支店 ひすい農業協同組合 早川支 店 " ひかり支店 " 糸魚川支店 " 姫川支店 " 能生支店 " 能生谷支店 " 青海支店 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

公平委員会規則

新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和4年7月1日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見洋人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第2号

新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求に関する規則（平成28年公平委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査請求)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、請求者が記名しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 法第49条の3に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)の経過後において審査請求をする場合には、次条第5項に規定する正当な理由</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(審査請求の受理又は却下)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 公平委員会は、審査請求書が審査請求期間の経過後に提出された場合でも、そのことにつき正当な理由があるときは、期限内に提出されたものとみなす。</u></p> <p>(再審の請求)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には次に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名して正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、請求者が記名しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(審査請求の受理又は却下)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(再審の請求)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には次に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名して正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(4) 第2項に規定する期間の経過後において再審を請求する場合には、次条第3項に規定する正当な理由

(再審の請求の受理又は却下)

第15条 (略)

2 (略)

3 再審請求書が前条第2項に定める期間経過後に提出された場合でも、そのことにつき正当な理由があるときは、期限内に提出されたものとみなす。

(再審の請求の受理又は却下)

第15条 (略)

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会告示

新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求の手續に必要な書面の様式（平成28年公平委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月1日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見洋人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会告示第1号

第1号様式中

- | | | |
|--|--|----------------|
| 9 処分説明書の交付を受けた年月日
(注 処分説明書が交付されなかったときは、請求した年月日及びその経緯) | 10 地方公務員法第49条の3に規定する期間の経過後において審査請求をする場合には、そのことについての正当な理由 | 」の次に
」を加える。 |
| 第17号様式中「判定」を「裁決」に改め、 | | |
| 3 再審を請求する理由 | | 」の次に |
| 4 新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求に関する規則第14条第2項に規定する期間の経過後において再審請求をする場合には、そのことについての正当な理由 | | 」を加える。 |

附 則

この告示の実施の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。